7 新型コロナウイルス感染症対応融資(略称:伴走)

一 伴走全国(略称:伴走全国)

I 目的

新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者等の経営の安定化や収益力改善を図ることを目的とする。(国の全国統一保証制度)

Ⅱ 定義

総則の2(1~2ページ)に定めるとおりとする。

Ⅲ 融資対象

次の(1)から(4)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件(総則の3、3ページ)を満たすこと。
- (3) 次のアからエまでのいずれかに該当すること。
 - ア セーフティネット保証 4 号に係る有効期限内の区市町村長の認定*(信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の認定)を取得していること。
 - イ セーフティネット保証 5 号に係る有効期限内の区市町村長の認定*(信用保険法第2条第5項第5号の認定)を取得していること。
 - ウ 次のいずれかに該当すること*。
 - ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。
 - ② 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月、直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ③ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月、直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
 - エ 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された 令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事 業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと*。
- (4)経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定していること。
 - ※ 信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

Ⅳ 融資条件

資金使途	運転資金・設備資金 なお、総則の4(3~4ページ)の「資金使途」に定めるもののほか、原則として既往 の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。		
融資限度額	1 億円*1		
融資期間	10年以内(据置期間5年以内を含む。)		
融資利率 (年率)	<責任共有制度の対象となる場合> 【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。) 融資期間 3年以内 1.8%以内 3年超 5年以内 2.0%以内 7年超 7年以内 2.0%以内 7年超 10年以内 2.2%以内 <責任共有制度の対象外となる場合> 【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。) 融資期間 3年以内 1.5%以内 3年超 5年以内 1.6%以内 5年超 7年以内 1.8%以内 7年超 10年以内 2.0%以内		
返済方法	分割返済 (元金据置期間は5年以内) とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。		

信用保証料 【融資対象 (3) ア、イ及びエのいずれかに該当する場合】 全事業者 0.85%とする。ただし、本融資における経営者保証免除対応※2を適用する 場合は前述の保証料率に 0.2%を上乗せする。 なお、信用保証料のうち 0.65% (経営者保証免除対応を適用する場合は 0.85%) を国 が補助する。 【融資対象(3)ウに該当する場合】 <責任共有制度の対象となる場合> 下表に定める料率を適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。 2 (1) 料率区分 3 (4) (5) (6) $\overline{(7)}$ (8) (9)料率 (%) 1. 90 | 1. 75 1.55 1. 35 | 1. 15 1. 00 | 0. 80 | 0. 60 0.45 補助 (%) 0. 75 | 0. 75 | 0. 70 | 0. 65 | 0. 55 | 0. 50 | 0. 40 | 0. 30 0.25ただし、本融資における経営者保証免除対応を適用する場合は下表に定める料率を 適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。 料率区分 (1) (2) (3) (4) (7)料率 (%) 2. 10 | 1. 95 | 1. 75 | 1. 55 | 1. 35 1. 20 | 1. 00 | 0. 80 0.65 補助 (%) 0. 95 | 0. 95 | 0. 90 | 0. 85 | 0. 75 0. 70 | 0. 60 | 0. 50 0.45<責任共有制度の対象外となる場合> 下表に定める料率を適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。 (2)(3) (4) 料率区分 (1)(5)(6) $\overline{(7)}$ (8) 料率 (%) 2. 20 | 2. 00 | 1. 80 | 1. 60 | 1. 35 1. 10 | 0. 90 | 0. 70 0.50 補助 (%) 1. 05 | 1. 00 | 0. 95 | 0. 90 | 0. 75 | 0. 60 | 0. 50 | 0. 40 | 0. 30 ただし、本融資における経営者保証免除対応を適用する場合は下表に定める料率を 適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。 料率区分 \bigcirc (2)(3) (4) (5) $\overline{(7)}$ (8) 料率 (%) 2. 40 | 2. 20 2. 00 | 1. 80 | 1. 55 1. 30 | 1. 10 | 0. 90 0.70 補助 (%) 1. 25 | 1. 20 1. 15 | 1. 10 | 0. 95 0.80 | 0.70 | 0.60 0.50 保証人 総則の4(3~4ページ)に定めるとおりとする。なお、本融資における経営者保証免 除対応※2を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。 物的担保 総則の4(3~4ページ)に定めるとおりとする。 その他 金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「伴走支

※1 令和3年度以降の「伴走全国」、全国の信用保証協会の「伴走支援型特別保証制度」の既往 融資残額を含める。

援型特別保証制度要綱」の定めるとおりとする。

- ※2 本融資において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を 0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。
 - ① 令和2年1月29日時点における直近の決算から「経営者保証免除対応確認書」記入日時点における直近決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
 - ② 直近決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

二 伴走対応(略称:伴走対応)

I 目的

伴走全国を含む伴走支援型特別保証制度(以下、「伴走全国等」という。)の融資限度額の範囲内では必要な資金調達額を賄うことができない東京都内の中小企業者等の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者等に対して継続的な伴走型の支援を実施することにより、中小企業者等の経営の安定化や収益力改善を図ることを目的とする。

Ⅱ 定義

総則 $02(1\sim2~\%-i)$ に定めるとおりとする。

Ⅲ 融資対象

次の(1)から(4)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件(総則の3、3ページ)を満たすこと。
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当すること。
 - ア セーフティネット保証 4 号に係る有効期限内の区市町村長の認定*(信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の認定)を取得している。
 - イ セーフティネット保証 5 号に係る有効期限内の区市町村長の認定*(信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の認定)を取得していること。
 - ウ 次のいずれかに該当すること※。
 - ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。
 - ② 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月、直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ③ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月、直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
 - エ 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された 令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業 所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと*。
- (4) 本制度の申込み時点で、既に伴走全国等の利用残高がある(本件と同時に融資実行をする場合を含む。)こと。
 - ※ 信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

Ⅳ 融資条件

資金使途	運転資金・設備資金			
	ただし、伴走全国等の既往融資の返済を資金使途とした本融資の申込みはできない。			
融資限度額*	1億8,000万円(組合3億8,000万円) ただし、本融資の実行金額が、「伴走全国」の融資限度額の空き枠の範囲内となる場合 は利用できない(伴走全国、伴走特別又はその他の「伴走支援型特別保証制度(全国 統一保証制度)」の保証を付した融資を利用すること)。			
融資期間	10年以内(据置期間5年以内を含む。)			
融資利率(年率)	<責任共有制度の対象となる場合> 【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。) 融資期間 3年以内 1.7%以内 3年超 5年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 <責任共有制度の対象外となる場合> 【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。) 融資期間 3年以内 1.5%以内 3年超 5年以内 1.6%以内 5年超 7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内			
返済方法	分割返済(元金据置期間は5年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済とすることができる。			
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。			
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の 2分の1を補助する。			
保証人	総則の4(3~4ページ)に定めるとおりとする。			
物的担保	総則の4 (3~4ページ) に定めるとおりとする。			

[※] 令和3年度以降の「伴走対応」の既往融資残高を含める。

三 手続

I 融資の申込み

(1)融資申込受付時期

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの保証申込受付(東京信用保証協会の受付)とする。

(2)融資申込受付機関

総則の5(5~6ページ)に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5 (5~6ページ) に定める書類	所定部数
伴走全国	次の(1)から(6)までの書類 (1)融資対象(3)ア及びイに該当する場合は、セーフティネット保証4号又は5号に係る有効期限内の区市町村長の認定の写し (2)融資対象(3)ウに該当する場合は売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書及び売上高営業利益率減少要件確認書の写しのいずれか*1 (3)融資対象(3)エに該当する場合は、罹災証明書(令和六年能登半島地震による災害に係るものに限る。)の写し (4)経営行動計画書の写し*1,2,3 (5)情報提供等に関する同意書(様式44)*4 (6)経営者保証免除対応を適用する場合は「経営者保証免除対応確認書」	各1部
伴走対応	次の(1)から(5)までの書類 (1)融資対象(3)ア及びイに該当する場合は、セーフティネット保証4号又は5号に係る有効期限内の区市町村長の認定の写し (2)融資対象(3)ウに該当する場合は売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書及び売上高営業利益率減少要件確認書の写しのいずれか※1 (3)融資対象(3)エに該当する場合は、罹災証明書(令和六年能登半島地震による災害に係るものに限る。)の写し (4)経営行動計画書の写し※1,2,3 (5)情報提供等に関する同意書(様式44)※4	各1部

- ※1 中小企業庁又は東京信用保証協会のHPからダウンロード可能。
- ※2 申込みの都度必要。ただし、同一金融機関への複数口(「伴走全国」「伴走対応」の制度の別を問わない。)の 同時申込の場合は1部のみの提出も可能とする。なお、有効期限は計画策定日から起算して概ね3か月とする。
- ※3 他の金融機関との間で作成した計画書を利用することはできない。
- ※4 申込みの都度必要。ただし、同一金融機関への複数口(「伴走全国」「伴走対応」の制度の別を問わない。) の同時申込の場合は1部のみの提出も可能とする。

Ⅱ 融資申込受付後の処理

総則の6 (6ページ) に定めるとおりとする。

Ⅲ 関係書類の表示

伴走全国の関係書類には「伴走全国」、伴走対応の関係書類には「伴走対応」の表示をする。

Ⅳ 期中の報告等

国の「伴走支援型特別保証制度要綱」に定める報告等を行うこと。ただし、伴走対応についてはモニタリング報告は不要とする。